

環水大管発第2410314号
令和6年11月11日

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

亜鉛含有量に係る暫定排水基準の見直しについて

亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）については、「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令」（平成18年環境省令第33号）附則第2条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和6年12月10日までとなっている。

今般、現行の亜鉛に係る暫定排水基準の対象の1業種（電気めっき業）について、現時点における排水濃度の実態、適用可能な処理技術等に照らし、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35条）第1条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への移行の可否を確認したところ、依然として排水処理において解決が困難な課題があり、直ちに排水濃度の低減や一般排水基準の適用は困難であると判断されたことから、暫定排水基準の適用期間を令和11年12月10日まで延長することとした。

このため、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和6年環境省令第29号。以下「改正省令」という。）を令和6年11月11日に公布し、亜鉛に係る暫定排水基準の見直しの規定について同年12月11日から施行することとした。

その実施に当たっては、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

亜鉛に係る暫定排水基準が適用されている1業種（電気めっき業）について、現行の暫定排水基準（4 mg/L）の適用期間を延長した。延長後の適用期間は令和11年12月10日までである。

対 象 業 種：電気めっき業

暫定排水基準：4 mg/L

適 用 期 間：改正省令施行の日から5年間（令和11年12月10日まで）

2. 暫定排水基準が適用される特定事業場

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

亜鉛に係る暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が、同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準を適用することとしている（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則別表備考）。

3. 暫定排水基準が適用される特定事業場に対する指導

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限つきで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、適用期間終了後に一般排水基準に移行することができるよう、環境省において作成した「電気めっき業における亜鉛の排水濃度低減のための対策事例集」の周知や必要な指導等をお願いする。

また、環境省においても一般排水基準を達成できていない事業場に対する現地調査や濃度低減対策の取組状況等の把握、必要な助言等、更なる濃度低減に向けた取組を進めていくこととしており、本取組への連携、御協力をお願いする。

（連絡先）

環境省水・大気環境局

環境管理課 環境汚染対策室 上津、今藤

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Tel : 03-5521-8316（直通）

E-mail : mizu-kanri@env. go. jp